

第24回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和2年1月23日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 徳田マスエ
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之
12番 渡邊 弘登	13番 岡本 健治	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 河野 恒弘
8推 近重 邦昭	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 大崎 健太
13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文		16推 奥迫 忠幸
17推 原田 和義	18推 永見 繁廣	19推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

7番 清水 康彦	9番 林 秀司
14番 青葉 真	

3. 事務局出席職員 木原農地係長

農林振興課 松本主事、松本囑託

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>改めまして、おはようございます。ただいまから第 24 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>今年は、新しい農業委員会法に基づき農業委員の改選時期を迎えることになりました。多くは 7 月 15 日以降に改選することになりますが、本市においては、合併の関係もあり、来年の 2 月 28 日が任期です。あますところあと 1 年ということになっています。農業委員と推進委員とが一緒になって、人・農地プランの会議に積極的に出席いただき、集落の農地についての話し合いや農地利用の最適化に努める義務があるので、人・農地プランの策定にご尽力いただきたいと思います。</p> <p>総会に先立ちまして、総会の案内時にも連絡しておりましたが、久代の三明多佳志さんが 12 月 29 日にお亡くなりになりました。それに先立ち、ご冥福を祈り、1 分間の黙とうを捧げたいと思います。</p> <p>皆さま、ご起立お願いいたします。</p> <p>黙とう。</p> <p>(黙とう)</p> <p>お直りください。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>本日の欠席は、7 番清水委員、9 番林委員、14 番青葉委員以上 3 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、10 番三浦委員、11 番渡辺弘之委員です。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、47 件、199 筆、265,851.22 m²となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 1 月 31 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 2 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。</p> <p>どなたか、ございませんか。</p>

	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～全委員 挙手～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、日脚町の畑です。場所は、浜田三中から約1km南の8町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内、用途指定なしの区域で、農地区分は第2種農地に該当します。この案件は、5ページの始末書がありますが、平成元年頃、先代が自宅の近くにあるところに、自己の倉庫を建築されましたが、その後、平成28年に相続されたところ、地目が変わっていないことに気付かれたという案件です。周囲に耕作をされている農地はない状況です。</p> <p>2号について説明します。資料3ページ6ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町下古和の畑です。場所は、黒沢公民館から約80m北東の黒沢6区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の区域で、農地区分は、第3種農地に該当します。この案件も、始末書の提出がありました。兄である前所有者が隣接する自宅の車庫倉庫を建築されましたが、その後、平成31年に相続されたところ、地目が変わっていないことに気付かれたという案件です。周囲に農地はあるもののコンクリート仕上げをされる予定で、影響はないと思われます。</p> <p>農地法第4条申請については、2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、1番前田委員をお願いします。</p>

1 番（前田委員）	1 月 17 日に会長と事務局と 4 人で現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
会 長	2 号について、10 番三浦委員もしくは野上委員お願いします。
10 番（三浦委員）	ただ今、説明があったとおりです。やむを得ないものと思います。よろしくお願いします。
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1 号について説明します。資料 7 ページ 8 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページ下段をご覧ください。申請地は、長浜町の畑です。場所は、長浜小学校から約 900m 西の 8-3 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内、第 2 種住居地域で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。個人住宅建築の計画で、周囲は今回分筆をされた筆は畑がありますが、団地に隣接する場所への住宅建築をされます。</p> <p>2 号について説明します。資料 7 ページ 9 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保公民館から約 550m 南西の中組です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内で用途指定なしの区域で、第 2 種農地に該当します。この度、一時転用で 3 年間、寄宿舍及び駐車場として利用する計画で、周囲には耕作されている農地、耕作されていない農地がありますが、コンクリートブロックを設置することにより、影響はない計画となっております。小学校通学路に影響があるため、従業員はいったん国道 9 号に出て行くルートを組んでおられ、なるべく乗り合わせやタクシーでも通勤されると聞いています。</p>

	農地法第5条申請については、2件です。
会 長	ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について、1番前田委員お願いします。
1 推（前田委員）	これも1月17日に現地確認を行いました。異常ないと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	2号について、11番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。
11 推（岡田委員）	事務局の説明どおりでございます。ちょうど中国電力2号機がこれから立とうとしている一番忙しい時期になります。宿舎が必要ということで計画を出されました。交通の面も地元で極力負担をかけないということなので、よろしくお願いします。
会 長	以上で、第5条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。
3 番（宮崎委員）	何年の許可ですか。
事務局	一時転用で最長の3年です。
会 長	あとはどうなるのか。
事務局	現況復帰の見込みです。
会 長	その他、皆様方からありませんか。なお、今月30日には県の審査案件となっておりますので、現地確認が行われ、私も立会する予定です。 ないようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請等についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～

会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、転用統制外証明願いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1号2号は、申請者はお二人ですが、隣接しており、今後の目的も同じであることから一緒に説明させていただきます。資料は10ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、高佐町の畑です。場所は、石見小学校から約700m東の2町内です。当該申請は、数十年耕作しておられない状況で、今後、周辺の地目山林の箇所も含めて、保安林指定をする予定であることから、非農地証明が必要となった案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号2号について、6番松山委員もしくは神田委員をお願いします。</p>
6 番 (松山委員)	<p>16日に事務局と現地の確認に行きましたが、何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認さ</p>

	<p>れましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号は、資料12ページ13ページ、図面番号⑥、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。届出地は、金城町上来原の田です。場所は、金城支所から約2,250m南の上来原東になります。この届出は、令和2年3月23日頃から4月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>2号は、資料12ページ14ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。届出地は、旭町丸原の田です。場所は、旭小学校から約2,450m北西の後谷になります。この届出は、令和2年3月30日頃から4月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>3号は、資料12ページ15ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。届出地は、三隅町黒沢の畑です。場所は、黒沢集会所から約1,200m南西の黒沢2区になります。この届出は、令和2年3月30日頃から4月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>4号は、資料12ページ16ページ、図面番号⑨、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。届出地は、金城町上来原の田です。場所は、金城支所から約3,300m南東の上来原東になります。この届出は、令和2年4月17日頃から5月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>5号は、資料12ページ17ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。届出地は、弥栄町程原の田です。場所は、弥栄支所から約3km南の程原下になります。この届出は、令和2年4月22日頃から5月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>6号は、資料12ページ18ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ下段をご覧ください。届出地は、弥栄町木都賀の畑です。場所は、御部ダムから約1,300m東の熊の山になります。この届出は、令和2年4月6日頃から5月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。 ございませんか。 その他事務局からありましたらお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、お願いしたいと思います。農業委員会関係者の不祥事が続いて発生しております。つきましては、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務執行、とりわけ農地制度の適正執行に努めていかなければなりません。当浜田市農業員会においても、別紙の決議文を、再確認していただき、委員会として決議したいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今、事務局から提案がありましたが、委員の皆様方にも、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚していただき、今後も、職責をまっとうしていただきたいと思ひます。</p> <p>(決議書(案)朗読)</p> <p>このことについて、ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>では報告等終わります。</p> <p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>以上を持ちまして、第24回総会を終了します。</p>

終了 午前10時20分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議長

委員

委員